

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例を制定し、ここに公布する。

令和8年7月8日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第23号

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(職員)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士<u>(福岡県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。))</u>である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業所A型には、保育士<u>(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所</p> | <p>(職員)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かな</p> |

A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第33条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第46条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置か

いことができる。

2・3 (略)

(職員)

第33条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第46条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬

なければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第49条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第49条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

第2条 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(平成26年飯塚市条例第33号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(職員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 保育所に、所長、保育士(福岡県が児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士)、その他必要な職員を置く。</p> | <p>(職員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 保育所に、所長、保育士、その他必要な職員を置く。</p> |

(飯塚市保育士修学資金貸付金条例の一部を改正する条例)

第3条 飯塚市保育士修学資金貸付金条例(平成29年飯塚市条例第23号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 常勤保育士 私立保育所等において、1日6時間以上かつ1月のうち20日以上または1月のうち120時間以上勤務する保育士(福岡県が児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る同法</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 常勤保育士 私立保育所等において、1日6時間以上かつ1月のうち20日以上又は1月のうち120時間以上勤務する保育士をいう。</p> |

第18条の29に規定する地域限定保育士)をいう。

(飯塚市保育士生活資金貸付金条例の一部を改正する条例)

第4条 飯塚市保育士生活資金貸付金条例(平成29年飯塚市条例第24号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 常勤保育士 私立保育所等において、1日6時間以上かつ1月のうち20日以上又は1月のうち120時間以上勤務する保育士(福岡県が児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士)をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 常勤保育士 私立保育所等において、1日6時間以上かつ1月のうち20日以上又は1月のうち120時間以上勤務する保育士をいう。</p> |

(飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)

第5条 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(職員)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(福岡県が法第1</p> | <p>(職員)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通</p> |

| | |
|---|---|
| <p>8条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> |
|---|---|

(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)

第6条 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(福岡県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る法第18</p> | <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> |

条の29に規定する地域限定保育士の資格を有する者

(2)～(10) (略)

4・5 (略)

(2)～(10) (略)

4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。